

# 学校歯科医の 活動指針

平成27年 改訂版

一般社団法人 日本学校歯科医会

<http://www.nichigakushi.or.jp/>



学校保健安全法施行規則の一部改正が公布され、平成 28 年 4 月 1 日より施行される。

学校保健安全法施行規則（平成 28 年 4 月 1 日）

第 11 条 法第 13 条の健康診断を的確かつ円滑に実施するため、当該健康診断を行うに当たっては、小学校、中学校、高等学校及び高等専門学校においては全学年において、幼稚園及び大学においては必要と認めるときに、あらかじめ児童生徒等の発育、健康状態等に関する調査を行うものとする。

健康診断を円滑に実施し、健康状態をよりの確にかつ総合的に評価するためには、事前に保健調査を行い歯・口腔の状態を把握しておくことが望ましい。そのため学級担任等が保健調査を実施し、事前に調査結果を把握することや、日常の健康観察の結果や前年度までの健康診断等の記録を十分活用できるようにすることが必要である。

保健調査票を作成するにあたり、次のような点に配慮する。

- ① 国や県のモデルを参考に学校歯科医等の指導助言を得て作成する。
- ② 地域や学校の実態に即した内容を取り入れてもよい。
- ③ 内容、項目は厳選し、必要最小限とする。
- ④ 集計や整理が容易で客観的分析が可能なものにする。
- ⑤ 個人のプライバシー保護に十分配慮し、身上調査にならないようにする。

保健調査では、歯・口に関する現状だけでなく、学校として抱える課題（知識・行動・生活習慣）についての質問を厳選して入れてもよい。例えばむし歯や歯肉炎が多い学校では、「1 日何回間食をとりますか?」「おやつ時間は決まっていますか?」「食事中にテレビを見ますか?」「一日何回歯をみがきますか?」などの生活習慣や行動についての質問を入れたり、「CO を知っていますか?」「GO を知っていますか?」といった知識に関する質問を入れたりすると、事後の評価と保健指導に役立てることができる。

子どものライフスタイル等の情報は正しい生活習慣形成のための保健指導に役立つ。

保健調査票の実施についての添書 (例)

保護者様

\_\_\_\_月\_\_\_\_日

歯・口の健康についての保健調査（アンケート）にご記入ください

このアンケートは、今年度\_\_\_\_月\_\_\_\_日に歯科健康診断を実施するにあたり、日頃の状態を教えてください、診断をより正確に行うため、また、その後の学校での保健指導のために必要なものです。お手数ですが必ずご記入をお願いいたします。

※学校歯科医に相談したいことがありましたら、相談の欄にご記入ください。

(記載上の不明な点は、学級担任または養護教諭までお問い合わせをお願いいたします)

〇〇学校長\_\_\_\_\_

学級担任\_\_\_\_\_

このカードに記入し健康診断の時に持ってきてください。

保健調査票(歯科用)

\_\_\_\_年\_\_\_\_組 氏名\_\_\_\_\_

歯、歯肉、歯並び、かみ合わせ、顎関節、歯垢の状態などを検査します。あてはまる方に○をつけてください。

I 自分の歯、歯肉、顎のチェック項目

1. 口を開け閉めした時に、あごの関節で音がすることがありますか。  
( はい ・ いいえ )
2. 口が開きにくかったり、開く時に痛みを感じるがありますか。  
( はい ・ いいえ )
3. 歯並びが気になりますか。  
( はい ・ いいえ )
4. 歯肉から血が出ますか。  
( はい ・ いいえ )
5. 歯が痛んだり、しみたりしますか。  
( はい ・ いいえ )
6. 食べ物が飲み込みにくいことがありますか。  
( はい ・ いいえ )
7. 口の臭いが気になりますか。  
( はい ・ いいえ )
8. COを知っていますか。  
( はい ・ いいえ )
9. GOを知っていますか。  
( はい ・ いいえ )

【学校歯科医さんに相談したいこと】

図7 保健調査票(歯科用)(例1)

# 保健調査票

〇〇市立 小学校

あてはまるものがありましたら、現在の学年らんに○印、またはご記入下さい。

なまえ \_\_\_\_\_

項目		学 年	1	2	3	4	5	6	年 組	1	2	3	4	5	6
内 科	1 熱が出やすい								今 ま で に 重 い 病 気 や 大 き な け が を し た 人 は 書 い て く だ さ い	年 組 番					
	2 頭痛をおこしやすい										喘 息 （ ） 才 原 因 [ ] 最 後 に ひ き つ け た の は （ ） 才 原 因 [ ] 心 臓 病 （ ） 才 病 名 [ ] 腎 臓 病 （ ） 才 病 名 （ ） そ の 他 の 病 気 や け が [ ] （ ） 才				
	3 腹痛をおこしやすい														
	4 吐きやすい														
	5 下痢しやすい														
	6 便秘しやすい														
	7 動悸や息切れがする														
	8 立ちくらみをおこしやすい														
	9 湿疹やじんましんがでやすい														
	10 乗り物に酔いやすい														
	11 その他（病名 症状）														
眼 科	1 遠くを見るとき目を細める								体 質 に つ い て	1 アレルギー体質 ・食べ物 例：たまご [ ] ・薬品 例：赤チン [ ] 2 その他 [ ]					
	2 本を読んだりするとき眼が疲れ、頭痛を感じる														
	3 眼をかゆがる														
	4 眼に関する最近の異常（     ）														
	5 いつから眼鏡・コンタクトレンズを使用しているか眼科で処方されたものか（     ）														
歯 科	1 しみたり痛い歯がある								1 アレルギー体質 ・食べ物 例：たまご [ ] ・薬品 例：赤チン [ ] 2 その他 [ ]						
	2 口を大きく開けるとときあごの関節が痛んだりする														
	3 歯並びで心配なところがある。（指しゃぶり、爪かみ等の癖がある）														
	4 食べたり飲んだりしにくいことがある														
	5 歯肉から血がでる														
	6 口のおいが気になる														
耳 鼻 科	1 耳が遠いと思う								2 その他 [ ]						
	2 中耳炎になりやすい														
	3 かぜをひいていない時鼻汁が多い、鼻がつまる														
	4 鼻血がでやすい														
	5 口蓋扁桃がはれ、熱が出ることが多い（年 回）														
	6 ふだん口をあけている														
	7 いびきをかくことが多い														
その 他 校 医 に 相 談 し た い こ と	1年														
	2年														
	3年														
	4年														
	5年														
	6年														

H 26年現在（歯科のみ H 27年版）

図 8 保健調査票（他科と同じ用紙）（例 2）

図 8 のような保健調査票は、歯科のみのものと比較して他の疾病との関連や経年的な健康状態の把握といった面で有用であるが、項目数が限定されるため用途や自由度に制限がある。

表 11 児童生徒の健康診断票（歯・口）記入方法

様 式	記 入 上 の 注 意
顎関節	顎関節の状態は、異常なし＝0、定期的観察が必要＝1、専門医(歯科医師)による診断が必要＝2、の3区分にスクリーニングし、それぞれ0, 1, 2で記入。
歯列・咬合	歯列・咬合の状態は、異常なし＝0、定期的観察が必要＝1、専門医(歯科医師)による診断が必要＝2、の3区分にスクリーニングし、それぞれ0, 1, 2で記入。
歯垢の状態	歯垢の付着状態は、ほとんど付着なし＝0、歯面の三分の一程度までの付着あり＝1、歯面の三分の一を超える付着あり＝2、の3区分にスクリーニングし、それぞれ0, 1, 2で記入。
歯肉の状態	歯肉の状態は、歯垢の付着とも関連深いものであるが、増殖や退縮などの歯肉症状からみて、異常なし(歯肉に炎症のない者)＝0、歯垢の付着があり歯肉に炎症があるが歯石沈着は認められない者で適切な保健指導と定期的観察が必要な者GO＝1、歯科医師による検査や診断・治療が必要な歯周疾患の認められる者G＝2、の3区分にスクリーニングし、それぞれ0, 1, 2で記入。
歯式	<p>★現在歯、むし歯、喪失歯、要注意乳歯及び要観察歯は、記号を用いて、歯式の該当歯部に記入。</p> <p>★現在歯は乳歯、永久歯とも該当歯部を斜線または連続線で消す。記号＝<u>—</u>、<u>/</u>、<u>\</u>を該当歯部に記入。</p> <p>★喪失歯△は、むし歯が原因で喪失した永久歯のみ、記号＝△を該当歯部に記入。 (＊外傷、便宜抜歯等で喪失した歯、及び乳歯の喪失歯の該当歯部には何も記入しない)</p> <p>★要注意乳歯×は、保存の適否を慎重に考慮する必要があるとみとめられる乳歯で、記号＝×を該当歯部に記入。</p> <p>★むし歯は、乳歯、永久歯ともに処置歯○と未処置歯Cに区分し、それぞれの記号を該当歯部に記入。</p> <p>★処置歯○は、充填、補綴により、歯の機能を営むことができると認められる歯で、記号＝○を該当歯部に記入。 (＊むし歯の治療中、及び治療後のむし歯の再発により治療が必要な歯は未処置歯Cとする。)</p> <p>★未処置歯Cは、視診にて明らかなう窩が確認できる歯である。記号＝Cを該当歯部に記入し、受診を指示。</p> <p>★要観察歯COは、視診にて明らかなう窩は確認できないがむし歯の初期病変の徴候(白濁、白斑、褐色斑)が認められ、その状態を経時的に注意深く観察する必要のある歯。記号＝COを該当歯部に記入する。 食生活の見直しや清掃の確認等の指導を指示。</p>
歯の状態	歯式の欄の該当する歯数の合計をそれぞれの該当欄に記入する。
その他の疾病及び異常	口内炎、口角炎等の疾病及び上唇・舌小帯付着異常、中心結節、過剰歯、先天性欠如の疑い、エナメル質形成不全等の異常名と部位を記入。
学校歯科医所見	<p>規則第7条及び第9条の規定によって、学校においてとるべき事後措置に関連して、<u>学校歯科医が必要と認める事項を記入押印し、押印した年月日を記入。CO要相談、要注意乳歯、GO、G、補綴を要する等その他留意すべき事項を記入。</u></p> <p>◎CO要相談—例えば、隣接面や修復物下部に着色変化の見られる場合、およびむし歯の初期病変の兆候が多数認められる等、が該当する。(P55参照)</p>
事後措置	規則第9条の規定によって、学校においては事後措置を具体的に記入する。受診勧告、清掃指導、食生活指導、健康相談等。

⑤ 手指の消毒

基本的には、なるべく手指を口腔内に入れないようにすることが重要である。手指の消毒については、学校歯科医の近くに規定濃度の消毒液の入った手洗器を常設する。また、ペーパータオル、ゴム手袋を近くに設置することが望ましい。

⑥ 歯・口腔の検査のすすめ方 (図 12 参照)

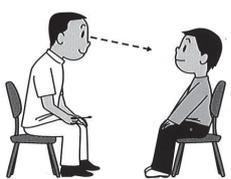
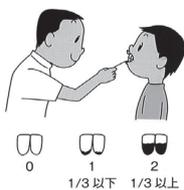
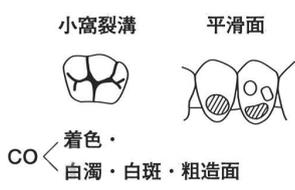
①	保健調査票で本人の状態や問題点を確認する。	
②		口を閉じて姿勢を正して座らせ、顎・顔面・口(口唇・口角を含む)の状態を外部から検査する。  異常あり→学校歯科医所見欄に記入
③		顎関節部に指を当て、口を開閉させて顎関節の状態を検査する。 ◆顎関節 異常なし → 0 定期的観察が必要 → 1 専門医(歯科医師)による診断が必要 → 2
④		口を開閉させて歯列・咬合の状態を検査する。 ◆歯列・咬合 異常なし → 0 定期的観察が必要 → 1 専門医(歯科医師)による診断が必要 → 2
⑤		噛み合わせた状態で前歯部の歯垢の付着状態を検査する。 ほとんどなし → 0 歯面の1/3以下 → 1 歯面の1/3を超える → 2
⑥		噛み合わせた状態で歯垢の付着状況等を勘案したうえ前歯部の歯肉の状態を検査する。 異常なし → 0 定期的観察が必要 GO → 1 専門医(歯科医師)による診断が必要 G → 2
⑦		口を開けて歯の状態を検査する。  現在歯、むし歯、処置歯、喪失歯、要注意乳歯、要観察歯、中心結節、過剰歯、エナメル質形成不全など 要観察→ CO 要治療→ C
⑧	一連の流れの中で粘膜等その他の口の状態を検査する。	
⑨	児童生徒等が抱えている問題や相談があればそれに応じる。	

図 12 健康診断の流れと要点

検査は口の中だけを検査するのではなく、まず視診により、顔面、口の状態を外部から検査し、次に口の開閉状態、顎関節の状態を検査し、口腔内へ移って歯列・咬合、歯垢の付着状態、歯肉の状態、歯の状態（歯式の欄）、その他の疾病及び異常という順序で検査をすすめていく。健康診断票（歯・口腔）は左からこの順に検査項目が並んでいる。

#### (5) 検査の基準

児童生徒等の歯・口腔領域の健康診断の際に、どのような者を選定するかという基準については、「児童、生徒、学生、幼児及び職員の健康診断の方法及び技術的基準の補足的事項について」という通達において「歯の疾病及び異常の有無の検査は、処置及び指導を要する者の選定に重点を置くこと」となっており、治療すべき疾病のある者だけでなく、保健指導を要する者も健康診断の際にスクリーニングする。

日本学校歯科医会では、現在、処置の必要はないと判断されても歯の清掃状態がよくない等でそのまま放置するとむし歯や歯周疾患へと進展するおそれのある者を健康診断の際にスクリーニングし、後日適切な保健指導を行うために、要観察歯、歯周疾患要観察者という項目を設けて検出することを推奨してきた。要観察歯のある者、歯周疾患要観察者は前述の通達に述べられている「指導を要する者」に該当する。

定期健康診断では、このような精密検査や処置を要する者や、学校で指導を要する者をスクリーニングする。

#### ① 顎関節の検査及び判定基準

##### 1. 保健調査票の活用

事前に記入をしてもらっている保健調査票から、口が開けにくいとか、口を開けるときに関節のところで音がするとか、痛みがあるとか、といった欄にチェックが入っている児童生徒について、顔正面からの視診、両側外耳孔の前方部に手を当てがっての触診、開口度などから次の基準で判定する。

##### 2. 判定基準

- 0（異常なし）——顎関節部の雑音、痛み、開口度（3横指以上の開口度）に異常が認められない。
- 1（定期的観察が必要）——開口時に下顎の変位が疑われるもの、時々関節雑音が感じられるもの、時々口が開けにくいと訴えるものなどについては様子を見ながら経過観察とする。
- 2（専門医（歯科医師）による診断が必要）——顎関節部、咀嚼筋部に疼痛が認められるもの、顎運動時に顕著な痛みを訴えるもの、開口時に2横指以下しか開口できない者については、個別指導・健康相談により、将来、いわゆる顎関節症に発展する可能性があるため早目に専門的な相談を受けるように薦める。

### 3. 事後措置としての留意点

口が開けにくくなったり、顎関節部に痛みを自覚するようになったりした場合には、学校歯科医や養護教諭に相談するように指導しておく。

#### 生活習慣での注意事項

##### (1) 生活習慣について

- \*寒冷地においては関節部を冷やさないようにする。
- \*うつぶせ寝を避けるようにする。
- \*頬杖をついて読書などする癖をなくす。
- \*コンタクトスポーツでの外傷を避けるようにする。
- \*急に大きな口を開けて無理な負担を顎関節部にかけないようにする。
- \*管楽器や合唱など音楽活動を一時休止させる必要がある場合がある。
- \*くいしばりなど過度の緊張を与えない。

##### (2) 食事について

片側咀嚼をやめさせ出来るだけ両側均等に咬むように指導する。  
痛みが出ている場合は、硬い物や長い時間、噛むことのないように指導する。

##### (3) 精神的サポート

わざと顎の開閉をして顎関節に音が出ることを面白がってやることのないように指導する。  
勉強などで過緊張状態を長時間続けることを避けるように指導する。

## ② 歯列・咬合の検査及び判定基準

### 1. 保健調査票の活用

健康診断に先立って、保護者、並びに本人に歯科健康診断のお知らせ配布と同時に、歯列・咬合・顎関節に関して以下の項目のうち必要な項目を、含まれた保健調査票を記入してもらうように依頼しておく。

- 1) 歯並び、かみ合わせについて具合の悪いと思うことがありますか。
- 2) 友達や近所の人から歯や口元を見られるのが気になりますか。
- 3) 咬みにくいと感じていますか。
- 4) だんだん悪くなっている様な気がしますか。
- 5) 口を開けたり閉めたりする時に口が開けにくかったり、音がしたり痛いということがありますか。
- 6) 口をぶつけたことがありますか。
- 7) 本人が治療したがありますか。
- 8) 保護者もお子さんの歯並びやかみ合わせを気にしていますか。
- 9) 食事の時間が長くかかりますか。
- 10) 食べ物に好き嫌いが多くありますか。

この質問表をもとに、どれかの項目に該当した回答があれば、健康診断時に特に注意をして検査する。

## 2. 歯列・咬合に対する基本的な判定基準

- 1) 下顎前突：前歯部2歯以上の逆被蓋
- 2) 上顎前突：オーバージェット7～8mm以上（通常のデンタルミラーの直径の半分以上）
- 3) 開咬：上下顎前歯間に垂直的に6mm以上の空隙があるもの（通常デンタルミラーのホルダーの太さ以上）。ただし、萌出が歯冠長の1/3以下のものは除く。
- 4) 叢生：隣接歯が歯冠幅径の1/4以上重なり合っているもの
- 5) 正中離開：上顎中切歯間に6mm以上空隙があるもの（通常使用するデンタルミラーのホルダーの太さ以上）
- 6) その他：上記以外の状態で特に注意すべき咬合並びに特記事項。例えば、  
過蓋咬合——下顎前歯切縁が上顎前歯の口蓋側歯肉をかんでいるもの、あるいは下顎前歯歯冠がほとんど上顎前歯に隠れているもの  
交叉咬合——片側臼歯部が逆被蓋になっていて正中線の変位が認められるもの  
鉗状咬合——下顎臼歯部頬側咬頭が上顎臼歯部の口蓋側に位置するもの  
反対咬合（逆被蓋）——たとえ1歯でも咬合性外傷が疑われたり、歯肉退縮が見られたり動揺の著しいもの  
軟組織（上唇小帯、舌小帯、頬粘膜、口蓋など）の異常、左右同名歯の著しい萌出程度の差、過剰歯、異所萌出歯、萌出遅延など  
限局した著しい咬耗、早期接触による顎変位、習癖、発音異常、運動制限、鼻疾患

## 3. 判定基準に対し発達段階に対応しての留意点

発達段階に対応した歯列・咬合の判定基準は、上記の基本的な判定基準の応用であり、担当の学校歯科医の知識と経験により、判定を1とするか2とするか、の判断が異なってくるのは当然であろう。判定の目安となる数値などを示すことは必ずしも有効とは思えない。むしろ、学校歯科医として、子どもの将来の口腔の健康にとってその状態がどのようなリスクを持つ可能性があるかを説明し、理解させることが大切である。したがって、判断基準を学年別に総論的にまとめることは必ずしも適切なこととは考えられない。しかし、この点こそ、健康相談、保健指導を重要視した意図を反映するところと言えよう。したがって、以下にそれぞれの発達段階における留意点を挙げて、判断の参考として活用されることを望む程度にとどめる。

### 1) 幼稚園・小学校低学年（1～2年）

乳歯の交換期から永久前歯萌出完了期にあたり、今後の成長発育の予測が極めて難しい時期であると言える。歯列・咬合の異常については、特に著しいものや好ましくない習癖などが疑われる場合を除いては定期的な観察を重視することが望ましい。

他方、この時期には、1歯の反対咬合で、すでに歯肉の退縮を見る場合や左右の同名歯の萌出程度の極端な差が見られる場合がある。そのような場合は、個別指導や健康相談をする。また習癖（異常嚥下癖、弄舌癖、指しゃぶり、頬杖）、鼻疾患などのある場合にも、個別指導することが望ましい。

### 2) 小学校中学年（3～4年）

側方歯群の交換期に当たる。特に注意したいのは、犬歯の萌出余地不足がしばしば観察

されるので、前歯歯冠幅径が大きいと思われる場合は個別指導や健康相談を行うことが望ましい。乳歯の晩期残存、永久歯萌出遅延などについては、定期的な観察を行うことが望ましい。

この時期では、頬杖をつく癖が授業中など顕在化してくるので注意する。また、発音時の舌の動きにも注意をして観察する。調査票や給食時などで気がつく可能性があるが、片側咀嚼に気がつけば、適切な咀嚼行動を指導する。

上顎前突や下顎前突が以前の健康診断時より進行している場合には、個別指導や健康相談を行う。

### 3) 高学年 (5～6年)

第一大臼歯より近心の永久歯咬合がほぼ完成する時期にあたる。いわゆる不正咬合も顕在化してくるとともに、臼歯部咬合関係にも交叉咬合や鉗状咬合が見られる可能性もあるので注意が必要である。

上顎前突や下顎前突に関しては、骨格性の要因が強いと思われる状態が観察される場合には、本人並びに家族に将来の予測を含めて健康相談を行う。

この時期まで残存している習癖については、顎関節機能異常へ発展する危険性を十分児童に説明する必要がある。

### 4) 中学校

永久歯咬合になり、いわゆる骨格性の不正咬合であるか、機能性の咬合異常であるかが比較的是っきりしてくる。とくに、骨格性の異常の可能性が強いと判断される場合には、専門的な視点での判断を聞くことが必要であることを踏まえて個別指導・健康相談を行う。その他、これまで定期的な経過が必要と判定された歯列・咬合異常も、中学生の時期から自然治癒する可能性は極めて低いため、本人や家庭の意向をよく理解したうえで、必要があれば、専門医の診察を受けるように指導する。

### 5) 高等学校

いわゆる学校での健康診断で高校生の時期に新たに重篤な咬合異常を見出す可能性は少ない。経年的な記録により以前の段階で、定期的な観察が必要と判定されていたものが、突然増悪を示してくる場合はほとんどが骨格性に問題のあるもので、外科的な処置も含めて専門医による診断を受けるよう薦める。またこの時期になると美容上の悩みを生徒から逆に相談を受けることもあるので、心のケアについても十分気を配ることが大切である。

### 6) 特別な支援を必要とする子ども

発達段階に対応した歯列・咬合の問題については各学年別、学校別の項で述べていることと全く同じであるが、むしろ基本的な口腔の健康に関する視点からのブラッシング指導、歯石・歯垢除去、習癖の排除などに注意を要する。個別指導のレベルや、方法にも画一的なことはないので、まさに個々の子どもに応じた指導が求められる。

**\*判定に際して**

大切なことは、歯科健康診断での判定は、矯正治療の必要性を判断するというだけでなく、そのような歯列・咬合であるからといって、学校生活において、その子どもがより大きなマイナスを蒙るということでもなく、将来、口腔の健康、全身の健康にとって、どのようなリスクが考えられるかを、学校保健教育の視点から教育し、認識させることにあることを理解すべきである。

**③ 歯垢の状態の検査及び判定基準**

前歯部唇面で主に視診によって次の基準により歯垢の付着状態を判断し、結果は3段階のいずれかで記入する。

0（ほとんど付着なし）——ほとんど歯垢の付着を認めない者。

1（若干の付着あり）——歯面の1/3以下に歯垢の付着を認める者で、ブラッシング指導を要すると判断される者。

2（相当の付着がある）——歯面の1/3を超えて歯垢の付着が認められる者で、ブラッシング指導は行わなければならないが、場合によっては生活習慣に問題があって健康相談を行う必要のある者。

※萌出途上の第一大臼歯、第二大臼歯で、低位にある歯では、咬合面に多量の歯垢が付着していることがある。むし歯予防の見地から、この部位の清掃が大切であるので、このような児童生徒（幼児）については別途指示する。

表 12 健康診断に用いる記号と説明

永久歯	記号	説明
現在歯	- , / , \	現在萌出している歯は、斜線または連続横線で消す。過剰歯は数えず、「その他の疾病及び異常」の欄に記入。
要観察歯	CO	視診では明らかな窩のあるむし歯と判定できないが、生活習慣に問題があり、放置するとむし歯に進行すると考えられる歯。学校での生活習慣改善のための保健指導を基本とし、必要に応じて地域の歯科医療機関における専門管理も併行して行う。
むし歯 (D)	C	視診にて歯質にう蝕性病変と思われる実質欠損が認められる歯。2次う蝕も含む。確定診断ではないのでC <sub>1</sub> 、C <sub>2</sub> 、C <sub>3</sub> は全てCと記入。治療途中の歯もCとする。治療等のため受療が必要。
喪失歯 (M)	△	むし歯が原因で喪失した歯。乳歯には用いない。 ※むし歯以外の原因で喪失した歯(例：矯正治療、外傷等)および先天性欠如歯はDMFのMには含まない
処置歯 (F)	○	充填、補綴(冠、継続歯、架工義歯の支台等)によって歯の機能を営むことができる歯。
シーラント処置歯	⊙ (補助記号)	健全歯の扱い。歯式に記載の必要があれば⊙の記号を使用する。
歯周疾患要観察者	GO	歯肉炎が認められるが、歯石沈着は認めず、生活習慣の改善と適切なブラッシング等の保健指導を行うことで改善が望める者。
歯周疾患要処置者	G	精密検査や治療等のため受療が必要な者。
歯石沈着	ZS (補助記号)	歯肉炎を認めないが歯石沈着のある者。Gとせず、「0」と判定し、学校歯科医所見欄に「歯石沈着」あるいは「ZS」と記入し受療を指示する。
乳歯	記号	説明
現在歯	- , / , \	現在萌出している歯は、斜線または連続横線で消す。
要観察歯	CO	永久歯の要観察歯(CO)に準ずる。
むし歯 (d)	C	永久歯に準ずる。
処置歯 (f)	○	永久歯の処置歯の定義に準ずる。
要注意乳歯	×	保存の適否を慎重に考慮する必要があるとみとめられる乳歯。
サホライド塗布歯	⊕ (補助記号)	COと同様の扱いとするが、治療を要する場合にはCとする。サホライド塗布歯であることを歯式に記載の必要があれば⊕の記号を使用する。
シーラント処置歯	⊙ (補助記号)	永久歯に準ずる。

④ 歯肉の状態の検査及び判定基準

前歯部を主に視診によって観察し、スクリーニングする。

- 0 (異常なし) ————— 歯肉に炎症がない者。
- 1 (定期的観察が必要) —— 歯垢の付着があり、歯肉に炎症が認められるが歯石沈着は認められず定期的な観察が必要な者で、生活習慣の改善と注意深いブラッシング等の適切な保健指導を行うことによって炎症症候が消退する程度の歯肉炎を有する者。(GO：歯周疾患要観察者)
- 2 (専門医(歯科医師)による診断が必要) —— 精密検査や診断・治療が必要な歯周疾患が認められる者で、歯石沈着を伴う歯肉炎の者、あるいは歯周炎、増殖性歯肉炎が疑われ、精密検査と処置を必要とする者。(G：精密検査や診断・治療が必要な歯周疾患が認められる者)

※歯肉の状態が「1」または「2」の者については学校歯科医所見欄に「GO」または「G」と記入する。

※歯石の沈着が認められるが歯肉に炎症が認められない者はGとせず、「0」と判定し、学校歯科医所見欄に「歯石沈着」あるいは「ZS」と記入し受療を指示する。

#### ⑤ 歯の状態（歯式の欄）の検査及び判定基準

主として視診によって歯の状態を検査し、結果は表12のように記号を用いて歯式の欄に記入する。

##### ○現在歯 一、／、＼

口腔内に歯が存在する場合は現在歯とし、乳歯、永久歯とも該当歯部を斜線または連続線で消す。

##### ○喪失歯 △

喪失歯は、むし歯が原因で喪失した永久歯のみ、記号＝△を該当歯部に記入する。

外傷、便宜抜歯等で喪失した歯、及び乳歯の喪失歯の該当歯部には何も記入しない。永久歯で喪失の原因が分かる場合には学校歯科医所見欄にその旨を記載する。また、書類上、むし歯以外の原因での喪失はDMF歯数のMにカウントしない。

##### ○要注意乳歯 ×

要注意乳歯は、保存の適否を慎重に考慮する必要があるとみとめられる乳歯で、記号＝×を該当歯部に記入する。

##### ○処置歯 ○

処置歯は、充填、補綴により、歯の機能を営むことができると認められる歯で、記号＝○を該当歯部に記入する。

むし歯の治療中、及び治療後のむし歯の再発により治療が必要な歯は未処置歯Cとする。

##### ○未処置歯 C

未処置歯は、主として視診にて明らかなう窩が確認でき、治療を必要とする歯である。記号＝Cを該当歯部に記入し、受診を指示する。

#### 要観察歯 CO

要観察歯は、視診にて明らかなう窩は確認できないが、むし歯の初期病変の徴候（白濁、白斑、褐色斑）が認められ、放置するとむし歯に進行すると考えられる歯である。状態を経時的に注意深く観察する必要がある歯で記号COを歯式欄に記入する。また、食生活の見直しや清掃の確認および地域歯科医療機関での専門的管理の必要性等の適切な指導を指示する。具体的には、

ア. 小窩裂溝において、エナメル質の実質欠損は認められないが、褐色、黒色などの着色や白濁が認められるもの

イ. 平滑面において、脱灰を疑わしめる白濁や褐色斑等が認められるがエナメル質の実質欠損（う窩）の確認が明らかでないもの

ウ. 例えば、隣接面や修復物下部の着色変化、アヤイの状態が多数認められる場合等、地域の歯科医療機関との連携が必要な場合が該当する。学校歯科医の所見欄にCO要相談と記入

◆ CO への対応は、学校での保健指導を基本とし、指導後に臨時健康診断で経過観察。必要に応じて地域の歯科医療機関との連携を行う。

CO は原則として受診勧告の対象とはしない。CO は長期にわたる不適切な生活習慣（歯みがきをしない、食事時間が不定期である、間食をよくとる、ダラダラと甘い物を食べる、飲むなど）によって引き起こされた状況である。児童生徒に対し CO への理解を深めさせ、集団あるいは個別の適切な保健指導を行うことにより、児童生徒が自らむし歯に進行することを予防し抑制を図ることに意義がある。児童生徒自身が生活習慣を見直し、自分の健康は自分で守る意欲を育てる契機となるような、児童生徒の健康教育の教材として活用することが有益である。

学校歯科医をはじめ学校関係者は、具体的に CO についての事後措置を計画し、保健教育、保健管理のなかに展開していかなければならない。その後、適切な時期（3～6 か月）に臨時の健康診断を行い、経過観察をすることが望ましい。

#### ⑥ 歯の状態の検査

歯一本一本の状態だけでなく、歴年齢に合った歯の萌出かどうかにも検査し、異常が疑われる場合は学校歯科医所見欄にその旨を記入する。

※歯の状態の欄は歯式の欄の記号からそれぞれの欄の歯数を合計して数値として記入する。この欄の記入は通常は検査時ではなく、検査後に書き込む。保健統計の作成に重要である。

#### ⑦ その他の歯疾及び異常の検査

歯や歯肉だけでなく、口唇、口角、舌、舌小帯、口蓋、口腔粘膜についても検査し、処置や精密検査を必要とする場合にはその他の歯疾及び異常の欄に病名または異常名を記入する。

#### ⑧ 補綴を要する欠如歯検査

永久歯列が完成した児童生徒で補綴を要する欠如歯がある場合は指導の必要性がある。しかしながら、永久歯列が未完成の児童生徒の場合は、補綴処置にふさわしい時期と思われる者についてのみ検出する。補綴を要する者については「学校歯科医所見」の欄にその旨を記入する。

#### ⑨ 学校歯科医所見の欄の記入

次のような事項があれば記入する。検査を行っている場で記入するのがよい。

ア. 保健調査の結果と検査の結果から必要と認められる事項

イ. 事後措置に関連して学校歯科医が必要と認める事項（学校歯科医がとくに指示する事項等）

ウ. 隣接面や修復物下部の着色変化、むし歯の初期病変の兆候が、多数認められる場合には「CO 要相談」と記入する。

エ. 歯肉の状態が「1」または「2」の者については、生活習慣や歯垢の付着と歯肉の状態を総合的に判断して「GO（歯周疾患要観察者）」または「G」のいずれかを記入する。

#### ⑩ 事後措置の欄の記入

保健主事、養護教諭等と相談して、学校においてとるべき事後措置を具体的に記入する（P59「5. 事後措置」参照）。

平成 年 月 日

保護者様

〇〇市立\_\_\_\_\_学校・幼稚園  
校(園)長名\_\_\_\_\_

歯・口腔の健康診断結果のお知らせ

\_\_\_\_年\_\_組 氏名\_\_\_\_\_

先日行われた健康診断の結果は、下記の○印のとおりでしたので、お知らせいたします。

	健康診断の時には特に問題は見つかりませんでした。これからも一層家庭での食生活や口腔清掃に気をつけ健康な状態を保つように努力しましょう。また定期的にかかりつけ歯科医の検診を受けましょう。
--	--

経過観察のみに○印のある人は、各家庭で歯みがき・食生活に十分な注意が必要です。また、かかりつけ歯科医による継続的な指導・管理を受けることをおすすめします。

経過観察	CO(シーオー)	むし菌になりそうな菌があります。学校でも観察・指導していますが、家庭でもおやつを食べ方やCOの菌の清掃に注意しましょう。
	GO(ジーオー)	軽度の歯肉炎があります。歯肉(歯ぐき)に軽度の腫れや出血がみられます。このまま放置すると歯肉炎が進行する可能性が高くなります。
	歯垢(しこう)	歯みがきが不十分です。むし菌や歯肉炎の原因になる歯垢が残っています。学校でも指導しますが、家庭でもていねいにみがくように心掛けましょう。
	顎関節 歯列・咬合	(顎・かみ合わせ・歯並び)のことで経過観察や適切な指導が必要な状態です。特に気になるようでしたら、かかりつけ歯科医や専門医療機関で相談を受けて下さい。 *矯正治療中の方もこの項目に含まれます。

下の欄に○印のある人は、早めに精密な検査、適切な治療や相談を受けることをおすすめします。治療および相談が終わりましたら、受診結果を記入していただきこの通知書を学校(園)に提出してください。

受診の おすすめ	治療や検査等が必要な項目	
	むし菌Cがあります	(乳菌・永久菌)に治療を必要とするむし菌があります。早めに治療するとともに、食生活や口腔清掃を見直して、新しいむし菌を作らないようにしましょう。
	歯肉の病气があります (歯肉炎・歯周炎)	治療を必要とする歯肉の病气があります。早めに治療を受けて下さい。
	検査が必要な歯があります (CO 要相談, 要注意乳歯×)	かかりつけ歯科医に相談してください。
	相談が必要です。 (顎・かみ合わせ・歯並び)	(顎・かみ合わせ・歯並び)のことで相談し、必要ならば検査・治療を受けて下さい。
	歯石の沈着 ZS があります	歯の表面に歯石の沈着があります。早めに適切な処置や指導を受けて下さい。
	その他( )	( )のため、検査または治療を受けてください。

受 診 結 果

※部 位( ) ※転帰(治療済・継続中・経過観察)  
 ※所 見( )  
 ※平成 年 月 日 医療機関名  
 歯科医師名 印

図 14 歯・口腔の健康診断結果のお知らせ例

2) 定期的観察が必要な者への指導

基本的には指導によって定期的観察の状態が健康の側にシフトすることをねらいとする。定期的観察が必要な者(CO, GO, 顎関節, 歯列・咬合)への保健指導は、次に掲げる例示点等に留意して、保健指導の効果が発揮されるようにする必要がある。